

林野庁補助事業 令和3年度

# 「緑の雇用」事業

専門的かつ高度な知識・技術・技能を有し、森林施業を効率的に行える現場技能者の育成に取り組む林業経営体を応援します。



協力：林野図書資料館、イラスト：平田美紗子

## 相談窓口

「緑の雇用」事業への参加申し込み、お問い合わせはこちらへ。

北海道	一般社団法人 北海道造林協会	011-200-1381	滋賀県	滋賀県森林組合連合会	077-522-4658 (2021.5.6~) 077-572-6798
青森県	青森県森林組合連合会	017-723-2657	京都府	京都府森林組合連合会	075-841-1030
岩手県	公益財団法人 岩手県林業労働対策基金	019-653-0306	大阪府	一般社団法人 大阪府木材連合会	06-6685-3101
宮城県	公益財団法人 みやぎ林業活性化基金	022-217-4307	兵庫県	兵庫県森林組合連合会	078-381-5425
秋田県	秋田県森林組合連合会	018-866-7421	兵庫県	兵庫県木材業協同組合連合会	078-371-0607
山形県	山形県森林組合連合会	023-688-8100	奈良県	奈良県森林組合連合会	0742-26-0541
福島県	福島県森林組合連合会	024-523-0255	和歌山県	一般社団法人 わかやま森林と緑の公社	073-448-0505
福島県	公益社団法人 福島県森林・林業・緑化協会	024-521-3270	鳥取県	鳥取県森林組合連合会	0857-28-0121
福島県	磐城林業協同組合	0246-21-6211	島根県	島根県森林組合連合会	0852-21-6247
茨城県	公益社団法人 茨城県林業協会	029-225-5949	岡山県	岡山県森林組合連合会	086-222-7671
栃木県	栃木県森林組合連合会	028-637-1450	広島県	広島県森林組合連合会	082-228-5111
群馬県	群馬県森林組合連合会	027-261-0615	山口県	山口県森林組合連合会	083-922-1955
埼玉県	埼玉県森林組合連合会	0494-26-6105	徳島県	徳島県森林組合連合会	088-676-2200
千葉県	千葉県森林組合連合会	043-227-8231	香川県	香川県森林組合連合会	087-861-4352
東京都	公益財団法人 東京都農林水産振興財団	042-528-0643	愛媛県	愛媛県森林組合連合会	089-941-0164
神奈川県	神奈川県森林組合連合会	0463-88-6767	高知県	高知県森林組合連合会	088-855-7050
新潟県	新潟県森林組合連合会	025-261-7111	高知県	高知県素材生産業協同組合連合会	088-883-8504
富山県	富山県森林組合連合会	076-434-3351	福岡県	公益財団法人 福岡県水源の森基金	092-712-1443
石川県	公益財団法人 石川県林業労働対策基金	076-237-0121	佐賀県	佐賀県森林組合連合会	0952-23-4191
福井県	福井県森林組合連合会	0776-38-0345	長崎県	長崎県森林組合連合会	0957-27-1755
山梨県	山梨県森林組合連合会	055-273-0511	熊本県	熊本県森林組合連合会	096-285-8688
長野県	一般財団法人 長野県林業労働財団	026-225-6080	大分県	大分県森林組合連合会	097-545-3500
岐阜県	岐阜県森林組合連合会	058-275-4897	宮崎県	宮崎県森林組合連合会	0985-25-5133
岐阜県	一般社団法人 岐阜県森林施業協会	058-215-0681	宮崎県	公益社団法人 宮崎県林業労働機械化センター	0985-29-6008
静岡県	静岡県森林組合連合会	054-253-0195	鹿児島県	鹿児島県森林組合連合会	099-226-9471
愛知県	公益財団法人 愛知県林業振興基金	052-953-3608	沖縄県	沖縄県森林組合連合会	098-888-0676
三重県	三重県森林組合連合会	059-227-7355	全国	森林組合連合会	03-6700-4738

「緑の雇用」総合ウェブサイト

RINGYOU.NET

こちらのサイトでも各種情報を提供しています。

<http://www.ringyou.net/>

緑の雇用 検索



100年先へ、届ける仕事。

林業を仕事にすること。

日が昇るころに現場へ向かい、朝顔とともに木に向き合う。自然が相手だから、1日たりとせ同じ日はない。目下に見えなくも立派な木は立派に育ち、仕事を続ける。その日の成果はすぐに賞賛できるが、その木を使うのは次の世代に任せよう。日が沈むころには薪の山へ、道具の手入れをし、帰る。そして100年先の未来を思う。

SNSでも情報を配信しています。



# 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業

林業就業に意欲がある若者など

※認定事業主とは

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から改善計画の認定を受けた事業主

「緑の雇用」新規就業者育成推進事業では、安全で効率的な作業ができる林業作業士を育成するため、研修を実施する林業経営体に対し助成を行います。

助成額の目安：年間最大約137万円/人（1経営体に1年目研修生2名の場合（H30年度実績））

## 研修の体系

研修の種類	トライアル雇用		林業作業士（フォレストワーカー）研修			多技能化研修		
	林業就業希望者	山間部への定着希望者	1年目	2年目	3年目	就業中		
林業経営体の要件	①認定事業主 <sup>※</sup> 等である林業経営体 ②実地研修に必要な研修事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体 等	①認定事業主 <sup>※</sup> 等である林業経営体 ②実地研修に必要な研修事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体 ③兼業・副業・派遣・出向者に対する適切な雇用条件が定められていること 等	①認定事業主 <sup>※</sup> 等である林業経営体 ②実地研修に必要な研修事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体 等	①認定事業主 <sup>※</sup> 等である林業経営体 ②実地研修に必要な研修事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体 等	①認定事業主 <sup>※</sup> 等である林業経営体 ②実地研修に必要な研修事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体 ③新たに造林事業に取り組む又は造林事業を拡大する予定である林業経営体 等	①認定事業主 <sup>※</sup> 等である林業経営体 ②実地研修に必要な研修事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体 ③新たに造林事業に取り組む又は造林事業を拡大する予定である林業経営体 等	①認定事業主 <sup>※</sup> 等である林業経営体 ②実地研修に必要な研修事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体 ③新たに造林事業に取り組む又は造林事業を拡大する予定である林業経営体 等	①認定事業主 <sup>※</sup> 等である林業経営体 ②実地研修に必要な研修事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体 ③新たに造林事業に取り組む又は造林事業を拡大する予定である林業経営体 等
研修生の要件	①労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③林業就業に必要な健康状態の者 ④林業就業経験：通算1年未満等	①労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③林業就業に必要な健康状態の者 ④林業就業経験：通算1年未満 ⑤山間部での定着に向けた就業先の1つとして林業を希望している者 等	①労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③林業就業に必要な健康状態の者 ④林業就業経験：通算2年未満 ⑤当該年度を通じた就業を予定している者 ⑥林業就業に対する意識が明確な者 等	①フォレストワーカー研修（1年目）を修了している者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③フォレストワーカー研修（1年目）修了後、3年以上経過していない者 等	①フォレストワーカー研修（2年目）を修了している者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③フォレストワーカー研修（1年目）修了後、4年以上経過していない者 等	①労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③造林事業に従事していない者 等	①労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③造林事業に従事していない者 等	①労働条件等を明確にした雇用契約により採用される者 ②研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 ③造林事業に従事していない者 等
実地研修(OJT)	林業経営体の業務を通して行う研修							
集合研修	他の林業経営体の研修生とともに集まって受講する研修		<b>林業作業の基本と安全</b> (28日間程度の座学と実習) 【研修中に取得する安全講習等】 ・普通救命講習 ・刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 ・伐木等の業務に係る特別教育 ・玉掛け技能講習 ・小型移動式クレーン運転技能講習	<b>基礎力の定着・向上</b> (29日間程度の座学と実習) 【研修中に取得する安全講習等】 ・不整地運搬車運転技能講習 ・荷役運搬機械等によるはい作業従事者に対する安全教育 ・機械集材装置の運転の業務に係る特別教育 ・車両系建設機械(整地等)運転技能講習 ・走行集材機械の運転の業務に係る特別教育	<b>林業機械を使用した林業作業</b> (21日間程度の座学と実習) 【研修中に取得する安全講習等】 ・簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育 ・伐木等機械の運転の業務に係る特別教育			

## 助成の内容・上限（予算状況により変動する場合があります。）

項目	90,000円/月 (最大3ヶ月)	81,000円～94,500円/月 <sup>※3</sup> (最大8ヶ月)	90,000円/月 (最大8ヶ月)	90,000円/月 (最大2ヶ月)
技術習得推進費	90,000円/月 (最大3ヶ月)	81,000円～94,500円/月 <sup>※3</sup> (最大8ヶ月)	90,000円/月 (最大8ヶ月)	90,000円/月 (最大2ヶ月)
労災保険料	技術習得推進費に応じた労災保険料(60/1,000)(最大3ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(60/1,000)(最大8ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(60/1,000)(最大8ヶ月)	技術習得推進費に応じた労災保険料(60/1,000)(最大2ヶ月)
指導費 <sup>※1※2</sup>	5,000円/日 (上限60日)	5,000円/日 (上限140日)	5,000円/日 (上限140日)	5,000円/日 (上限40日)
研修業務管理費	20,000円/月 (最大3ヶ月)	20,000円/月 (最大8ヶ月)	20,000円/月 (最大8ヶ月)	20,000円/月 (最大2ヶ月)
雇用促進支援費(住宅手当)	20,000円/月 (最大3ヶ月)	20,000円/月 (最大8ヶ月)	—	—
就業環境整備費(社会保険)	—	10,000円/月 (最大8ヶ月)	—	—
資材費	40,000円	40,000円 (但し、トライアル雇用にて同助成を受けていない研修生のみ)	—	—
研修準備費(チェーンソー・刈払機)	—	100,000円	—	—
安全向上対策費(防護スポン・ブーツ)	—	50,000円	—	—
研修環境整備費(簡易トイレ・休憩所のレンタル)	—	20,000円/月 (最大8ヶ月)	—	—

◎●● 指導員について ●●●  
実地研修(OJT)を体系的に管理・指導するため、

指導員の資格

- ①フォレストリーダー研修もしくはフォレストマネージャー研修の修了者
- ②以下のa・b両方を満たす者(令和3年度のみ)の移行措置  
 a. 林業の業務に係る特別教育及び刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育の修了者であって、現場作業経験が5年以上の者

# 効率的な現場作業を主導することのできる現場管理責任者、統括現場管理責任者を育成するためのキャリアアップ研修を実施します。

## 研修の体系

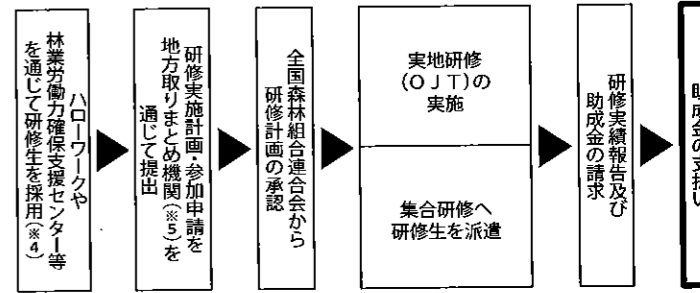
現場管理責任者 (フォレストリーダー)研修	統括現場管理責任者 (フォレストマネージャー)研修
担当する現場の効率的な運営を行うために必要な知識・技術・技能を習得させるための集合研修 ①認定事業主 <sup>※</sup> 等である林業経営体 ②実地研修に必要な研修事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体 ③新たに造林事業に取り組む又は造林事業を拡大する予定である林業経営体 等	複数の現場を統括管理するために必要な知識・技術・技能を習得させるための集合研修 ①認定事業主 <sup>※</sup> 等である林業経営体 ②実地研修に必要な研修事業地、機材及び指導員を確保できる林業経営体 ③新たに造林事業に取り組む又は造林事業を拡大する予定である林業経営体 等
①林業就業経験：通算5年以上 ②研修を受講するにふさわしい一定の技術水準を有する者 ③現場管理を行う(見込み含む)者 ④研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 等	①林業就業経験：通算10年以上 ②研修を受講するにふさわしい一定の技術水準を有する者 ③統括現場管理を行う(見込み含む)者 ④研修修了後、5年以上就業できる年齢である者 等

現場におけるコスト・ 工程管理 (16日間程度の座学と実習)	経営的リーダーシップ・ 企画・運営 (10日間程度の座学と実習)
【研修中に取得する安全講習等】 ・造林作業の作業指揮者等安全衛生教育 ・はい作業主任者技能講習 ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	【研修中に取得する安全講習等】 ・安全衛生推進者養成講習

## 助成の内容・上限（予算状況により変動する場合があります。）

研修生1人当たりの上限(定額)	90,000円/年
旅行1日当たりの上限額	2,200円/日 (フォレストマネージャー研修と都道府県外・離島のみ)
旅行1日当たりの上限額	7,800円/日、8,700円/日 (フォレストマネージャー研修と都道府県外・離島のみ) (※宿泊地により異なる)
研修生1人当たり	実費 (フォレストマネージャー研修と都道府県外・離島のみ) ※公共交通機関の利用料等の移動に必要な経費

## 申請から支給までの流れ



- ※1：研修生の人数と、配置される指導員の数に応じて助成します。
- ※2：指導員の助成について、別途定められた要件を満たす事業所がある場合はその事業所を1林業経営体とみなすことができます。
- ※3：研修生の定着率により変動します。
- ※4：トライアル雇用とフォレストワーカー研修(1年目)(トライアル雇用から引き続きの場合を除く)のみ。